第４０回岡山地方裁判所委員会議事概要

１　開催期日

平成２９年１１月８日（水）午後３時

２　開催場所

裁判所大会議室

３　出席者

別紙第１のとおり

４　議事等

（１）　今回のテーマ（民事調停について）に関する意見交換

別紙第２のとおり

（２）　次回のテーマに関する意見交換

別紙第３のとおり

（３）　次回期日

平成３０年２月２２日（木）午後３時

（別紙第１）

出席者

委員　上　岡　美保子

同　　岡　田　雅　夫

同　　鬼　澤　友　直

同　　斎　藤　寛　司

同　　佐　藤　正　明

同　　柴　田　　真

同　　平　松　　博

同　　前　川　真一郎

同　　松　島　幸　三

同　　宮　﨑　隆　博

同　　善　元　貞　彦

（五十音順）

（別紙第２）

≪今回のテーマに関する意見交換≫

委員長

本日は民事調停について勉強しようということになっております。裁判所というと裁判傍聴ができますので，裁判についてはそこそこ市民の理解があるかと思うんですが，民事調停は傍聴できませんので，余り我々も実態を知らないということもありますので，今日はその実態に迫るような話を伺って，いろいろ意見交換をしたいと思いますので，よろしくお願いいたします。

それでは，最初に，民事調停の利用促進について，裁判所の担当者から御説明をいただきます。よろしくお願いいたします。

【裁判所からの説明】

裁判官

資料に基づき説明

委員長

それでは，引き続きまして，調停委員をしていただいている方から，苦労話を含めて御報告いただきたいと思います。

まず，最初に，ａ調停委員から伺います。

【ゲストスピーカーから説明】

ａ調停委員

資料に基づき説明

委員長

それでは，引き続き，岡山民事調停協会の広報活動を中心に，ｂ調停委員からお話をいただきたいと思います。

ｂ調停委員

資料に基づき説明

委員長

それでは，裁判所側からと調停委員のお二人から大変貴重なお話を伺えたと思います。私も質問したいことが随分たくさん出てきて，ちょっとこの時間だけでは終わりたくないですけど，皆さんから是非積極的な御意見をいただきたいと思います。

Ａ委員

民事調停の期間ですけれど，この間いただいたアンケートとかを例にすると，やはり３か月，それから３回だったり，それを基準にということですけど，それはだんだん延びていっているのですか。その期間の長さというのが，今，ネックになっているような話では，忙しい仕事をしながらそれに携わるというのは，申し立てるほうも大変ですよね。そこをどうしても３か月というのを守らなければならないのですか。

裁判官

大体平均ですと，２，３，４回までの回数ですね。申立てがありますと，事案により期日を決めるのに申立人，相手方，調停委員，それから時々，裁判所の日割り等と，いろいろな都合のいい日というのは，なかなか合致しにくいところがありまして，１か月ごとくらいになるとは思います。必要に応じて，どうしても急ぐ場合なんかは，やりくりして調整することもあるんですけれども，大体２から３回，３から４回というような話になりますと，３から４か月というのが平均的な期間にな

るかと思います。もうちょっと早くできればというのは確かにあります。

Ｂ委員

先ほど部屋を拝見させていただきましたら，かなりの部屋数が整備されて１０以上あったと思うんですけど，今のお話ですと，なかなか都合が合わなかったりというようなことで，月１回のペースということで言いますと，調停室があれだけあると，かなり回っているという感じなんでしょうか。

裁判官

実は部屋の都合というのは余りありませんで，要するに大体，当事者双方の都合なんですけれども，先ほどありました電話会議の利用の必要が加わったりすることもたまにはありますので，そういった関係で遅れたりすることがあります。

書記官

大体先ほど申し上げたとおりのことになってくるんですが，どうしても全員の調整と申しますか，スケジュールを合わせるということが必要になってまいります。例えば，書記官室では，最初に期日の調整を申立人とさせていただき，大体先ほど申し上げたように１か月前後をお願いさせていただいております。その理由としては，相手方のほうに申立人の書類を送るんですけども，やはり相手方にももちろん調停の席に着くとしての主張がございますから，それを考えていただく期間を設ける必要があるということで，大体１か月前後ぐらい間を置かせていただいて，期日を入れてさせていただくようにはしております。

それから，あとは２回，３回という形で期日を入れさせていただくんですが，この際，中に皆様の出席可能な期日ということで，特に２回，３回という形では調整をさせていただくのですが，そのときになかなかスケジュールが合わなくて，どうしても１か月とか，場合によっては，例えば，当事者の方にちょっと宿題で検討し

ておいてくださいとかということもお願いすることもございます。そういったときに，やはり合計２か月ぐらいはかかることもなくはないです。

平均しますと，先ほどデータにもありましたとおり，大体３から４か月で大体３回ぐらいで終わる，それがやはり一番多いのは多いですけども，物によってはやはり当事者間の都合がございますので，何としても回を重ねるものであるものといったものも出てくることはございます。

Ｂ委員

期日というよりも，私はどちらかと言うと，部屋数があれだけあるということは，それだけの調停が常にあるのかなというのが聞きたかったのと，どちらかというと調停件数が減ってきているというのに，あれだけの部屋数があるというのが，ちょっと何となく違和感を感じたということなんですけど。

書記官

例えば，１期日で同時に４件から５件，最大でも６件ぐらい同時刻にすることはございます。その場合はそういう部屋組みをさせていただくことはございます。

あと，調停室の利用としては，調停の手続だけではなくて，先ほど待合室を御案内させていただきましたけども，例えば大人数で当事者の方が来られることがあります。そういったときには，控室だけではちょっと入りきれないこともございますので，調停室を控室に利用させていただいて，それを当てて活用しているといったこともございます。

先ほど申し上げた，大体通常４件や５件ぐらいは期日では使っていることはございます。それからまた，期日を午前，午後という形で分けてしていることはございます。

委員長

裁判そのものがうんと長いので，裁判所の感覚というのは，ちょっとあるような気がしないでもないんです。ｂ調停委員も先ほど，仲裁センターでは２週間か３週間で期日入れていったらというお話でしたけど。

ｂ調停委員

最近ちょっと調停協会の仕事が忙しくて仲裁センターの仕事ができないということがありましたが，私のほうが仲裁人でやっていたときには，岡山仲裁センターの場合，一応同席調停で同席を前提にしているということがあります。そうすると情報の共有化も早いものですから，そうすると次回期日がすっすと入るというケースがあるかというふうな感じがします。

もちろん民事調停でも当然同席も可能ですし，弁護士会の仲裁センターの場合，法律相談前置主義というのがあります。法律相談を経た形態から入っています。そうすると，回転が速くなります。やはり別席調停でやりますと，一方から聞くと，またその対応に時間がかかり，しかも，よくありますのは，同じ時間をとらないと，それだけで調停委員がどちらかにえこひいきしたのではないかということもあるため，ここから１５分聞きます，そうすると，その次は１５分聞きますと，余分な時間まで入ってしまうということもやはりあり得ます。だから，やり方によっても，工夫の仕方によって若干，ただ，同席調停でしたら，本当にそういう技術がないとなかなか情報の共有とか迅速化ということでは非常にいいんですけども，その辺の難しさというのはあるかと思っています。

それは調停委員にある程度任されていますので，本当に同席がいいと思ったときは，本当に情報を共有させてやるほうが早い感じがします。

委員長

減少の原因がまずはっきりしてないんですよね。例えば，今，期日の問題があって，逆に裁判が敬遠されるというのは間違いないというのが，やはりかなり大きな

問題じゃないかという気がするんですけれど，その辺もうちょっと原因をはっきりさせる努力も必要なのではないかと思います。

調停というのは，いろいろな意味で本当にいいと思います。しかし，その点，もうちょっと裁判所で努力いただければなと思います。

C委員

私は，比較的民事調停を利用しているほうなんですけども，私も実際得したほうなんですが，使わせてもらったのは，訴訟をすると証拠を整理して，訴訟物についての請求が成り立つためのいろいろな事実をかなり詰めてやらないといけません。

ところが，必ずしも証拠が十分じゃないとか，記憶が十分でないとか，しかし，緊急性を求められて，間でためちゃいけないというときに，とりあえず調停を起こそうということで，現に思っている依頼者の不安とか，放っておくと大変なことになるというときに調停を起こすと治まるということがあります。例えば，弁護士が入ってくることによって，相手方についてこれどうなるんだろうかということで，さっといってしまうこともあり，非常に効用が大きいと思います。

弁護士側にとってみても，証拠が十分でないと，そうしたら収集の時間がなく，対応に緊急性が求められます。司法の手続に乗せて対応するようなことが求められている場合，私の経験によると，民事事件でぽんと押すと，結構相手方が来るんですよね。最近は余りないですけど，私はありました。

そういうふうなことを，私どもは先輩にちょっと電話するなりして，弁護士会で先輩にも交流があったので，ちょっと聞いていいんだろうかなと思います。結構そういう存在は，そういうことをやっていた先輩弁護士がおられました。今の若い弁護士さんは，そういう言ってみれば泥臭いやり方ということが，時代もあると思うんですが，これはロースクールでやはり，我々のころはもう将来は半分投げ打って司法試験に入っていって，受からないなあ，どうなるんだなあというような，その都度，血相変えたんですが，今のロースクールは，時代がそうなんですけども，ど

ちらかと言ったらロースクールに行ったら弁護士にさせてもらえるんじゃないかなという考えがあります。また，弁護士になった場合に，オフィスに入ったら，事務所経営の不安もありませんし，そういう点なんだなというので，調停利用の経験の伝達じゃないのかなという気がします。

もう一つは，最近，若い弁護士が増えているなというのは裁判官が言われていましたけれども，私は，交通事故の事案が多いんですけども，特に被害者側が多いのですが，被害者は，非常に難しい高度な後遺症と我々言うんですけど，なかなかそうしたのは原因がはっきりしないし，不快な状態が続くという場合に，なかなか症状固定にならないので，損害の算定ができないんです。そのときに，相手方損保会社の顧問弁護士から調停をさせてくれという場合が最近になって増えています。それから，双方の代理人が，交通事故の場合は，こちらのほうから話し合って，じゃあ，調停をしましょうかというケースに持っていきます。

それと，その非常に最近のいい傾向というのは，交通事故の事例で言わせてもらいますと，調停委員さんが損保会社に何らかの関係のある方か，あるいは自賠責に非常に詳しい方になってくるんですね。当事者本人を標的にしてもらうんですけども，そのときに，いろいろな話を調停委員さんに訴えたりした場合，調停委員さんが，見た症状でしっかり求められるというのがあります。診断書とか場合によってはカルテ等がありますので，そのときに，こういうふうな一定の症状がついているんだったら，もう一度異議申立てをしてみたらとかいうふうな話になる場合があります。それでやってみたら，意外とうまくいったり，だめであっても，やったんだからといって踏ん切りがついて，なかなか訴訟すると長いものが，調停ですぱっと終わるケースを岡山地裁本庁と倉敷支部の事件なんですけども，最近３件ぐらい続きました。だから，調停のつなぎということはないみたいです。

私は，いつも思うんですが，毎回，調停丸という船に乗るんですね。そうすると，調停委員さんと当事者双方ですね，同じ海員でいられ，そこで，いろいろな不満とかというものを訴えながらも，自分で消化をしていって，いつまでもこの船に乗っ

ちゃいけないなというような気持ちになってきて，どこかでじゃあ切りをつけようかなという気持ちになるので，ＡＤＲや調停は，非常に絶妙の制度だと思います。

だから，もっともっと調停を活用すればいいんですけども，やはり経験の伝達がないとなると，そういうふうに言うと，もっともっと何か市民参加型のシンポジウムを開いていただくとか，広報になると思うんですけども，それを何か工夫すればいいと思います。また，弁護士会の若い弁護士に対してそういうふうな研修などをして，一回成功体験を持つと，これはいいなというふうに思います。法律相談の前にいろいろ言わせてもらっていますが，必ず示談とか調停とか，弁護士会仲裁センターとかありますよということは言うんですよね。だから，そういうことが若い弁護士さんが果たしてやっていくのか，そこが課題です。

委員長

弁護士会で，例えばそういう勉強会をするとか，そういうのはないんですか。

Ｄ委員

弁護士会で民事調停に関しての勉強とか，民事調停の利用促進に向けたシンポジウムとかいうのは記憶にはないです。

委員長

なぜそういうことをお聞きしたかというと，弁護士という業務は一体何なのかということなんですよね。聖職というか，学校の先生みたいじゃないんですけれど，やはり社会の正義を守るという使命があるんじゃないかと思います。そうすると，弁護士会というのは自治権を持っていますから，その辺は思想主張というか，市民のための弁護士を維持していくという責務があるんじゃないかと，私はずっと考えているんですが，そういう点で言うと，こういう問題についても弁護士会もやはり，裁判所だけに任せるんじゃなくて研究してほしいなということをちょっと感じたも

んですから，今，それを質問させていただいたんです。また，検討していただければと思います。

Ｅ委員

消費生活センターの中で，民事調停の相談を受けたりするのはどうでしょうか。

Ｆ委員

消費生活センターでも，いろいろ消費生活の相談を受けて処理するに当たっては，なかなか解決までいかないというふうな状況で，消費生活センターでは，あっせんまではするんですけれども，それ以降の手続としてないので，民事調停がありますよと，また少額訴訟がありますよというふうな次の手続を紹介させていただくということはやっております。

ａ調停委員も，消費生活センターの消費者教育のコーディネーターということであって，ａ調停委員とのかかわりもあって，本年度，県と市の消費生活センターで研究会を持つんですけども，実際に，その調停がどういうふうに進められていくというような模擬の調停をやったりして，市町村のセンターの方にも十分調停を知っていただくような取組を行ったりもしております。

ですから，消費生活センターとして特に権限がないので，次の手続としてこういうものを紹介していくことをやっています。

Ｅ委員

消費生活センターで相談件数そのものはかなり多いんですか。

Ｆ委員

県のセンターでは，２８年度で８，７５１件になります。市町村すべての相談件数はというと，県のセンターで８，０００件ぐらい受けていて，全市町村の消費生

活センターの窓口を含めて約１万件，トータルで岡山県で１万８，０００件ぐらいの消費生活相談を受けているということで，難しい事案については，裁判とか，今日のテーマである民事調停とかを御紹介しています。

Ｅ委員

民事調停が良さそうな事件は何％ぐらいですか。

Ｆ委員

なかなか紹介して，それが実際に民事調停になって，少額訴訟まで持っていかれてどうなったかという辺りまでは，こちらに報告を求めていないですし，調査もしていないので，実際にどれぐらいのものが民事調停手続に行って，それで片がついたかとかいうふうなところまでは把握していません。

ａ調停委員

消費生活センターに寄せられている御相談の半数以上は調停になじむ御相談だと思います。調停になじむ御相談というのがあるので，各行政の窓口の方も調停のことを御存じでない方がたくさんいらっしゃいます。県のセンターは消費生活だけの御相談をお受けしているのですけれども，市町村の相談窓口は消費生活以外に近隣問題であったりとか，いろいろな相談が入っております。そこで市町村の相談窓口の方も含めて，調停制度を知っていただくということで，研修会を企画させていただいて，調停制度を紹介しています。半数以上は，まず，調停がいいのかなという事案です。例えば，賃貸借の敷金の返還であったり，近隣問題のトラブルも御相談であります。また，外壁塗装といった御相談もたくさんあります。実際，お受けする調停の中で，消費生活センターから紹介されましたという事案も，私が担当させていただいた中でも幾つかあります。その中でまた，これは消費生活センターに戻したほうがいいなというのは，消費生活センターに戻していくようなことも，過去，

幾つかありました。

G委員

先ほどの利用する若い弁護士の人が少なくなってきているというお話を何回かお聞きしておるんですが，その中で，若い弁護士のスキルの伝達というか，そういう話が今出てきましたが，例えば，司法改革で弁護士の数が増えていって，そして独立せざるを得ない弁護士が，調停よりも例えば訴訟するほうが経済的に自分たちが入りがいいというようなことで，そちらを選択するというような背景というのはあるんでしょうか。

D委員

私も広く言えば若手かもしれませんが，いろいろ若手の会員弁護士との交流する中で見聞きしたことから，私のイメージから言うと，そういう弁護士自らの利益を追求するためにわざわざ調停でもいい，もしくは調停のほうが適当なのに訴訟にするとかいうのはないと思います。

調停に関して申し上げようと思っていた意見というのは，弁護士からして使いにくいという要因が幾つかあって，１つは，やはり弁護士が考える調停になじむ事件という事件類型自体がやはりある程度限定されるということです。例えば，解決方法として，訴訟になれば請求の趣旨としては損害賠償請求ぐらいしか思いつかない事件ですが，実は損害の賠償を受けたいというよりは，むしろ今後，将来的にこういうことをやってほしいんだとか，そういった希望が申立人側にあるような事件は調停になじむと思います。

だけど，基本的に請求の趣旨としては，訴訟と変わらないような事件で，かつ大体訴訟をすれば見通しがつくような事件とか，例えば交通事故などが多いですけれども，そういうのはやはり，訴訟をすれば大体裁判の結果はこうなると思うのに，わざわざ調停でそれ以上に譲歩を恐らく要求されるかもしれないのに，それに応じ

る必要があるのかという観点から，足踏みするということはあるんです。

そもそも交通事故の場合で言うと，調停や訴訟の前の段階で示談交渉もある程度なされていて，そこでもう余りにも主張の違いが浮き彫りにされているのに，それが調停でまとまるかというと，まとまりそうもない場合，調停を１回申し立てて，それで調停が不成立になると，今度は訴訟を提起しないといけないとなると，弁護士の立場から言うと，調停の段階で着手金を一回いただき，訴訟の段階でまた着手金をいただき，二重にいただくことは，依頼者にとってどうなのかと思います。さらに，その分，時間がかかるんじゃないかと思います。だったらもう訴訟をする場合は，最初から訴訟一本にして，訴訟の中で早期に和解などを模索していくほうがいいんじゃないかという考えが働くこともあります。だから，どちらかと言うと，弁護士は自分の利益というより，依頼者にとってどうなのかということを考えて，手続の選択を考えている人は多いんじゃないかなと思います。

私が思うに，調停は調停の良さがあって，訴訟は訴訟の良さがあります。訴訟の良さは必ず結論が出ることです。調停の良さは，やはり十分目の前にいる同じ高さで専門の方，有識者の方に話を聞いていただいて，自分の話したいことは話したという満足感が得られているということがあるんですが，ただ，調停の場合には，やはり基本的に話合いがつかなければ，調停不成立になることが多いわけですね。訴訟も調停もそれぞれ一長一短があるわけですから，訴訟と調停は一体的に見てやる手続というのを，裁判所と弁護士会が協力しながら，そういった手続がないかということを模索していくこともいいんじゃないかなと思います。

具体的に言うと，数年前，私が知っている限り，福岡や兵庫県，それから札幌などにいた第一審の地方裁判所の裁判官が言っていましたが，訴訟として提起されたものについて，当事者の手続的な合意を条件に訴訟手続の中で調停に付して解決を試みるという調停に代わる決定というのがあるんです。調停手続の中にも民事調停法というのが，ある意味，調停に代わって，要するに一定の条件のもとで当事者の意見を聞きながら，当事者の意見などに反しない限りで決定をすることができると

いうことをうまく利用しながらやっていくということになると，訴訟の良さと調停の良さを組み合わせた手続ができます。これは別に訴訟をしないとできない手続じゃなくて，例えば，最初から民事調停を申し立てた場合にも，この調停に代わる決定というのをもう少し柔軟に，かつ広範囲に，もう少し何かそれを利用できる道はないのかということを裁判所と弁護士会がもう少しいろいろ協議，検討をする余地はまだまだあるんじゃないかということは個人的に思います。

この調停に代わる決定というのが，大まかな感覚でいいんですが，大体どの程度，事件の中で割合的にあるのか，それを調停に代わる決定は，その割合だけじゃなくて，どういった場合にそれがなされるのか。それから，それをしようとしても何かできない問題というのは何なのかを質問させていただきたいと思います。

裁判官

調停に代わる決定について，調停が不成立になりそうでも，場合によっては，相当と認められる限り，双方の申立ての趣旨に反しない限りにおいてなし得るということなんで，実際，どういった場合にやっているかというと，最後の最後の詰めができないことに合理的な理由があるというよりも，感情的なしこりがあって，なかなか合意に達することができないときなどに多いようです。

あと，事実関係等についても，こうであろうという方向性がかなりしっかりと出て，一般に事実認定ということが調停の場合は訴訟とは意味が多少違うんですけれども，その辺のところもちゃんと，大体のことはできるというようなところで，合意のためのあと一息というようなときに，まれにすることがあるようです。

調停に代わる決定の運用については，裁判官によっていろいろな考え方がありまして，もうちょっと議論を深めていくのがいいかなという感じはこちらも持っております。

D委員

やはり最後におっしゃっていただいたように，この問題は裁判所だけでも，弁護士会だけでも検討するには難しいので，やはり両者が協議をしっかりしていく場合には，この地裁委員会の市民委員の方の意見も聞きながらやっていくというのができれば，非常に良い運用ができるんじゃないかなと思います。

Ｃ委員

今のＧ委員の御質問で，若い弁護士が，訴訟にしたほうが弁護士費用が多くもらえるからじゃないかと言っておるんですけども，それは余りないかなと思っています。弁護士が受任する場合，調停と訴訟とそれほど着手金が違わないんです。私は，今，法テラスの所長をやっているんですけども，訴訟と調停では，訴訟でする場合，確かに倍以上着手金が上がるんですけども，かなり審査が厳しいです。証拠関係が曖昧だと，まず，再調査を行い，持ってきた弁護士に対して，もう一回ちゃんと説明しなさい，資料はありますかということでかなり厳しくやっていますので，ちゃんと持っていけるような案件でないと，なかなか法テラスから援助は受けられないと思いますので，その辺は若い弁護士は来ないと思いますので，それは余りそういう可能性というのはないのかなと思っています。

Ｅ委員

ａ調停委員にお伺いしたいんですけども，弁護士がついている事件とそうでない事件とで，弁護士資格をお持ちでない調停委員として，相手の仕方の違いや苦労や悩みはありますか。

ａ調停委員

調停の良さとかをよく御存じの弁護士さんがついてくださっているときは，先日もうまくスムーズに２回でまとまった事案もあります。これは訴訟になったときには，やはり証拠とかも必要になってくるし，そういったことを踏まえて，解決金と

いうような形で，ここで収めるほうがいいんじゃないのかということを相手方にお話をして一緒に説得をしてくださる弁護士さんもいらっしゃれば，相手方が大分折れてきてくださっているところに弁護士さんがいやいやというふうに顔をしかめるような場合もあります。私が覚えている事実が，法的観点も踏まえるけれども，当事者の意向もあるし，ここで少し和解をしたほうが良いのではというふうにお話ししたときに，法的観点で捉えると言いながらも，法的責任はこうなんだからここで和解をするのはおかしいだろうと言ってすごくお怒りになられる弁護士さんもいらっしゃいましたので，いろいろだと思います。弁護士さんも依頼者との関係というものがあるので，それを踏まえて，そういう表現をされているのかなと思うところもありますので，代理人弁護士さんがつかれているときは，随分と気を遣って調停を進めないといけないというのはありますし，この弁護士さんなら一緒に同じ方向性を向いて，依頼者を説得してくれるんだなという方もいらっしゃるので，安心して進めることができます。

委員長

同じ質問でｂ調停委員さん，どうでしょうか。

ｂ調停委員

私は，平成１４年に調停委員になりましたので，１５年近くになりますが，まず，経済的な問題でどちらを選択するかということは考えたこともなく，それは恐らく弁護士みんなそうだと思います。

それから，ａ調停委員が言われましたけれども，弁護士をやっていると，どうしてもどちらかに弁護士がついた事案がほとんど間違いなく回ってきます。その点，はっきり言いまして，岡山で長く弁護士をやっているから，どうしても弁護士みんなの顔を知っているし，どういう性格かもよく分かっているので，彼が何で申立てしてきたというところや中身の読み取りが早いという便利なところはあるかもわか

りません。

私ども弁護士がつく場合，やはり法的な観点が重視されていたということはあるんですけども，基本的に今の裁判所の姿勢にしても，必ずしも別にそういうスタンスでなくて，専門分野とすると，我々以外社会保険労務士などいろいろな方がいて，我々弁護士はオールマイティーじゃないですから，一定の分野については，その辺は力はないけどということになると，社会保険労務士や司法書士さんとかほかの職業の方がいるときは，非常に安心して調停するということはできます。

調停が成立するかどうかは，岡山仲裁センターの場合，同席が基本になっています。初めから申立人と相手方を見て，同席が可能だという判断ができるときは正直言ってうれしいです。これは成立もかなり見込めるというようなことは，最初から申しますから，余り初めから偏見を持って見るんじゃなくて，そう言ったら失礼ですけど，やはり同席ができる場合は，これはうまく当事者から引き出すこともできるし，解決に向かっての同じ見方でやっていけるということで非常に気分がいいということはあります。

H委員

地裁民事部で民事事件を担当していますが，ここでは私は調停事件をやっていないんですけども，以前，家庭裁判所で調停事件を経験したことがありました。ここも同じだと思いますけども，先ほどお部屋の話が出ましたけれども，担当裁判官が一人調停主任をやりますが，調停委員会は並行して複数同時に開催されますので，一人の裁判官で幾つか並行して同時刻に調停をやっているということで，部屋は幾つか必要になったり，対立が激しいときには，一方当事者を一つの部屋に入れて，他方当事者を別の部屋に入れて，調停委員が行ったり来たりというようなこともありますので，部屋の使い方はそれぞれあると思います。

先ほども出ましたように，弁護士の方が調停を利用するかどうかというのは，いろいろな事情や判断があると思いますけれども，私が聞いたある弁護士が言うには，

交通事故の事件で調停はよく活用するけれども，ほとんど全部成立しているというような方もおられましたので，事件をどう振り分けるのかというようなことかなと思います。

若手の方が余り利用しないという話もありましたけれども，最近，簡易裁判所や地裁所長の御意見もありまして，岡山の修習生に調停を傍聴してもらって，そこの良さを理解してもらおうということで，修習生の実務修習の中にこの調停の傍聴を簡裁にお願いしてさせていただいています。岡山の修習生は，後に岡山の弁護士になる方も結構おられますので，その効果がそのうち現れればなと思っているところです。

それから，先ほどの調停のお話は，簡易裁判所のお話でしたけれども，地方裁判所でも訴訟事件を調停に付することはできるというのは，先ほど少しお話に出ていたところです。実際のところ，多くは建築関係の事件で調停に付されるということがあります。これは建築の専門家の方の調停委員がおられますので，この専門的な知見を助言していただいて，話合いで解決を目指そうということで利用していることが多いです。

それから，１７条決定という調停が成立しないけれども，裁判所で決定をしようというようなこともたまには利用されます。ただ，これは異議が出ると効力を失いますので，もう当然異議が出るだろうというときに，わざわざ決定するかと言われると，余り意味がないので，そういうときにはしません。あともう少しで裁判所が決定したのなら，もう諦めようというような場合もありますので，そういう場合には，１７条決定を出して，その中で確定することも結構あります。

逆に，１７条決定をするために調停に付するというような使い方もたまにはありまして，判決してもいいんですけれども，もうここまで話が来たらあと一押しというときには，調停に付して１７条決定をするというような使い方もたまにはされると思います。

ただ，この辺は，どういう場合にどう使うかというのは，本当に人それぞれでし

て，余り定まったところがありませんし，先ほどから出ましたように，余り深められてないと言えば深められていませんので，意見交換などをして良い使い方がもっとできればなあというところは確かにあるのかなと思います。

（別紙第３）

≪次回テーマに関する意見交換≫

委員長

次回のテーマを決めたいと思いますので，皆さんから御意見がありましたらお願いいたします。

Ｅ委員

今回のテーマを継続したいという御希望があれば継続しても構わないですけれども，裁判所としては，裁判所の障害者対応ということを皆様に説明して，皆さんから司法行政的な観点での御意見をいただくのはいかがでしょうか。

委員長

今日の議論は，できたら裁判所，弁護士会でもう少しいろいろ議論していただいて，その結果を踏まえて，また何回か先にテーマにしたらどうかなというふうに思っておりますので，今，Ｅ委員からありました「裁判所における障害者対応について」ということを次回のテーマにさせていただいてよろしいでしょうか。御異論ないようですので，このテーマで次回は勉強をしたいと思います。

Ｃ委員

裁判所における障害者対応ですけども，刑事も含まれますでしょうか。

Ｅ委員

含みます。

Ｄ委員

私が２月１２日をもって地裁委員会委員を任期満了となりますので，地裁委員会を２期４年務めさせていただいて，その前から弁護士会の関連委員会で，この地裁委員会のバックアップという仕事にずっと長年かかわらせていただいていたものですから，非常に思い入れがありまして，最後に，任期満了になってちょっと出過ぎてますが，一言だけ申し上げさせていただきたいのは，この岡山地方裁判所委員会も全国に誇れるものすごく活発で有益な委員会だと思います。本当に裁判所の御協力のおかげですし，市民の皆様の高い意識のおかげだと思っております。

私が一つだけ残念なのは，こんなに良い委員会で，良い議論がされているのに，岡山県民のほとんどが多分御存じないので，これを是非今後の中長期的な課題として，例えば，テレビや新聞に冒頭だけでも紹介していただくとか，何か広報を考えていただければと思います。

Ａ委員

地裁委員会としては，本日が最後になります。本当にいろいろお世話になりました。２期４年，お世話になりました。私も本当に今までの人生で裁判所とは何も関係がないところで入っていろいろ勉強させていただいて，とてもいい時間だったと思います。今日もここに来がけに法務局を見て，ここは何をしているんだろうという気持ちで来たんですが，４年前の私は，裁判所は一体何をしているのだろうという気持ちでした。今日の話にしても，やはりこれからの世の中，何が起きるかわかりません。そういうときに私が当事者になる，あるいは訴えられる，あるいはそういういろいろなことがあるときに，こういうシステムがあると非常にセーフティーネットになると思います。

私たちの生活をうまく支援してくれているというような思いで今日ここに出てきましたが，Ｄ委員が言われるように，本当にＰＲができてないんで，今日ここに来るまで家でこの間の話を聞いたり説明を聞いたりしてちょっと勉強をしましたが，こういう制度があるというのを知りませんでした。それですから，こういうパンフ

レットだけではだめだと思います。パンフレットを待合室に置いてあったけど，あそこの部屋まで来た人にこのパンフレットは要らないんです。それから，１階のあの片隅にパンフレットがあるのも，私は前回説明をしてもらうときにおりましたけれど，そういう意識で来ているから目につくだけで，全然普通に来ている人たちは目につかないです。

だから，まずはこういうシステムがあるんだと，皆さん，何かあったら裁判所へ，困っていることありませんかというようなところからがスタートなんだろうなと，これは今日の話題だけでなくて，本当にいいことをされているんだから，私たち国民，市民の是非思いも知っていただきたいという気持ちになっておりますので，また皆さん，頑張ってください。

Ｃ委員

民事調停の利用の促進について，法テラスも関心も持っていますので，必要があればいろいろな方向で対策について協力をさせてもらいたいと思いますので，また御連絡いただければ一緒にやりたいと思いますので，よろしくお願いします。

委員長

今のＡ委員のお話は是非最高裁まで上げていただきたいと思います。

皆さんの御協力で大変有意義な話合いができたと思います。御協力ありがとうございました。これで第４０回岡山地方裁判所委員会を終了したいと思います。